

独立行政法人評価有識者会議

第7回農林水産消費安全技術センター部会

農林水産省消費・安全局総務課

第 7 回農林水産消費安全技術センター一部会

日時：令和 3 年 7 月 1 5 日（木）

会場：農林水産省消費・安全局第 1 会議室

時間：1 3 : 2 9 ~ 1 5 : 5 7

議 事 次 第

1. 開 会
2. 議 事
 - （1） 令和 2 年度業務実績の評価について
 - （2） その他
3. 閉 会

午後1時29分 開会

○大西総務課課長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから農林水産省独立行政法人評価有識者会議農林水産消費安全技術センター部会を開催いたします。

本日の司会進行を務めさせていただきます、消費・安全局総務課課長補佐の大西でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様にはお忙しい中、農林水産省独立行政法人評価有識者会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本日の会合でございますが、委員6名の方のうち、2名の方には御来所いただき、4名の方にはウェブで御出席いただき、6名全ての方が御出席いただいております。また、今年度は任期満了に伴います委員の改選がございましたが、皆様に引き続き委員をお引き受けいただいております。

簡単ではございますが、委員の皆様を御紹介させていただきます。

ウェブでの出席となります、秋田県立大学名誉教授の金田吉弘委員でございます。金田委員、よろしくお願いいたします。

○金田委員 よろしくお願いいいたします。

○大西総務課課長補佐 ウェブでの出席になります、熊谷公認会計士事務所所長の熊谷麻貴子委員でございます。熊谷委員、よろしくお願いいたします。

○熊谷委員 よろしくお願ひします。

○大西総務課課長補佐 御来所での出席になります、東京農業大学応用生物科学部栄養科学科教授の小西良子委員でございます。小西委員、よろしくお願いいたします。

○小西委員 小西でございます。よろしくお願いいたします。

○大西総務課課長補佐 ウェブでの出席になります、静岡県立農林環境専門職大学学長の鈴木滋彦委員でございます。鈴木委員、よろしくお願いいたします。

○鈴木委員 鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

○大西総務課課長補佐 続きまして、御来所での出席になります、東京農工大学大学院生物システム応用化学府教授の豊田剛己委員です。豊田委員よろしくお願いいたします。

○豊田委員 豊田です。よろしくお願いいたします。

○大西総務課課長補佐 続きまして、ウェブでの出席になります、情報通信消費者ネットワーク代表の長田三紀委員です。長田委員、よろしくお願いいたします。

○長田委員 長田でございます。よろしくお願いいたします。

○大西総務課課長補佐 ありがとうございます。

それでは、議事の方を進めたいと思います。まず、配付資料について御説明させていただきます。

事前に送付いたしました資料と同じものを、御来所いただきました小西委員と豊田委員についてはお配りしております。ウェブの参加の方は、事前にお送りした資料を御覧いただければと思います。

まず、議事次第、配付資料一覧、配席図、そして委員名簿、その後ろに資料1、その後ろに続きまして、参考資料として参考1～11まで。そして、本日机上配付資料として、業務実績評価（自己評価）におけるプロセス評価等を行った業務の概要を準備させていただいております。資料につきまして、これから御覧になりながらも、不足等がありましたら、いつでもお申し出いただければと思います。

それでは、議事に入ります前に、消費・安全局総務課長の井上より、一言御挨拶を申し上げます。

○井上総務課長 この7月に総務課長を拝命しました井上と申します。本日はどうぞよろしく願いいたします。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、本日のFAMIC（注：農林水産消費安全技術センターのコミュニケーションネーム）部会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。先ほど、大西の方から紹介がありましたが、この4月に委員の改選がございまして、6名の方、皆様の再任をいただきました。この場をお借りして、御礼を申し上げます。

また、昨年に引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大が続いております中で、4名の委員の方々にはリモートという形で御出席の御協力をいただいております。ありがとうございます。

本日、FAMICの令和2年度の実績評価につきまして御議論をいただくことになっておりますが、FAMICが業務の質を高めていくためには、その実績を正しく評価していただき、良い点を伸ばし、よくない点を着実に改善していくということが大変大切なことだと認識しております。そのためには、本日お集まりをいただきました皆様からの専門的な観点からの御意見が極めて大事だと思っておりますので、是非、忌憚のない御意見をお聞かせいただけるよう、よろしくお願いしたいと思います。簡単ではございますけれども、私からの御挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○大西総務課課長補佐 続きまして、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、木内理事長より御挨拶をいただきます。木内理事長、お願いします。

○木内理事長 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、FAMICの理事長の木内です。よろしくお願いします。

この度、私どもの業務実績に関して説明する場を設けていただき、本当にありがとうございます。また、皆様には、日頃FAMICについて本当に御理解、御支援をいただいております。改めて御礼を申し上げます。

御存じのとおり、FAMICは審査や分析などの技術力、それから立入検査などの現場対応力を行政に生かす行政執行法人として、農林水産省と密接に協力して、連携して業務を行っております。

昨年度は、新型コロナウイルス感染拡大の中で、科学分析といった在宅やリモートではできない仕事、それから、立入検査といった現場に行かなければならない仕事、こういった業務の矛盾に非常に悩んでまいりました。さらに、昨年度は農薬や肥料、それから輸出関連の分野で新たな制度がスタートする大切な時期でありまして、私どもの技術力や現場力が試されるところでもありました。この中で、職員が様々なアイデアを出して、与えられた任務を果たす努力をやってまいりました。また、FAMICは全国に約660名の職員がいる中、これまで新型コロナウイルスに感染した職員は4名であり、クラスターも発生することなく運営することができました。

これらの結果、令和2年度の業務実績につきましては、新しい仕事のスタイルを見つけるなど、業務の改革を進めて、全体としては事業計画の目標を上回る成果を得たと考え、自己評価はAとさせていただきました。御審議をよろしくお願いいたします。

また、本日の評価に当たっては、FAMICを取り巻く様々な環境の変化などについても、幅広い観点から御示唆をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○大西総務課課長補佐 ありがとうございました。

それでは、早速議事に入りたいと思います。本日の議題は、令和2年度業務実績の評価についてでございます。それでは、FAMICより、令和2年度の業務実績及び自己評価を説明していただき、その次に農林水産省から評価（案）の説明をさせていただきます。説明に当たりましては、最初にローマ数字のⅠ、国民に対して提供するサービス、その他の業務の質の向上に関する事項より、させていただきます。それでは、FAMIC企画調整部長から業務実績及び自己評価の説明をお願いしますが、昨年に引き続きまして、滞在

時間短縮のため、会議時間をなるべく短くすることを考慮して、説明は標準の結果だったB評価のものを除いて、S又はAであった項目の評価の要点を説明願います。それでは、FAMICから業務実績及び自己評価の説明をお願いいたします。

○田村企画調整部長 FAMIC企画調整部長の田村と申します。本日はよろしくお願い致します。

非常に時間が限られておりますので、大変恐縮ですが、今ほど司会からもございましたように、B評価の項目については説明を省略させていただいて、A評価以上のものについて、ポイントのみ御説明させていただきたいと思います。

資料は、表紙に「業務実績評価（自己評価）におけるプロセス評価等を行った業務の概要」という、資料ナンバーの入っていないもの、ポンチ絵でございますが、それを主に使わせていただきまして、必要に応じて評価書の方も御覧いただきながら、御説明申し上げたいと思います。

FAMICの業務実績評価では平成29年度実績の評価から、プロセス評価と申しまして、通常の評価指標以外に、FAMICとして創意工夫を行った点や努力した点、困難を克服した点等を踏まえて自己評価をさせていただいております。

それでは、今ほど申し上げましたプロセス評価等を行った業務の概要の表紙をめくっていただきますと、最初に肥料及び土壌改良資材の立入検査業務というものがございます。これはほかの部門も含めて、令和2年度は新型コロナウイルスに翻弄された年でございました。肥料や土壌改良資材の立入検査でも、感染防止ということで、事業者から検査を拒絶されたりですとか、あるいはもうなるべく早く帰ってくれと言われてたりとかで接触時間が非常に限られた中で、どうやったら立入検査ができるかを検討しながら検査を実施したところでございます。

簡単に申し上げますと、現場でしかできないような、実際に見ないといけないものを優先し、関係帳簿や保証票等の提出資料については、一覧を事業者の方に渡しておいて、後日メールで提出いただいた資料をチェックする、あるいは、違反のリスクの高い事業場につきましては、その改善状況を現場でチェックして、それ以外の書類は、後日FAMICに送っていただいてチェックするといった方法で、検査時間が非常に限られた中で立入検査を実施したということでございます。

また、立入検査の際には、サンプルを収去してくるわけでございますけれども、その分析につきましても、熟練の職員の減少ということがあって、分析技術の継承が課題になっ

ていることから、新しい取組といたしまして、紙ベースではなかなか伝わらない分析のコツのような、注意すべきポイントを動画に撮影して技術の継承に使うといった取組を実施したところでございます。

これらの工夫を勘案いたしまして、肥料・土壌改良資材の立入検査については小項目としてA評価とさせていただきます。

次のページをめくっていただきますと、これは肥料・飼料共通でございますけれども、調査研究業務についてでございます。

従来、肥料の調査研究報告書あるいは飼料の調査研究報告書は、合わせて900部ほどを冊子として印刷して配付しておりました。ただ、肥料取締法の改正により、また、飼料関係業務においても新たに対応しないといけない業務も出てきている中で、冊子を印刷して封筒に詰めて発送するという作業が職員の負担になっていることから、冊子の配付先にアンケートを取らせていただいた上で、紙媒体をやめたということでございます。電子ジャーナルとして、ISSNも取得しまして、ホームページでのみの掲載ということにしまして、それによって職員の負担が軽減しましたし、当然ながら印刷費や郵送費も大幅に削減できたということでございます。これも小項目としては、A評価とさせていただきます。

肥料及び土壌改良資材関係業務の全体、中項目とっておりますけれども、この項目につきましてはB評価ということで自己評価をさせていただきます。

次に、評価書の本体の方、資料1と書いてあるものがあるかと思っておりますけれども、その16ページを御覧いただければと思います。

農薬関係業務でございます。

16ページの業務実績欄の下半分辺りに【特筆事項等について（創意工夫等）】と書いてありますが、これについて御説明させていただきたいと思っております。農薬取締法の改正に伴いまして、優先審査という仕組みができております。これは病虫害防除のために特に必要性が高い農薬ですとか、あるいは特に安全性の高い農薬については優先的に審査を行うということでございまして、これにつきましては農林水産省からの指示によりまして、64件を優先審査したということでございます。

精力的に審査をいたしまして、病虫害に対するその農薬の使用時期も勘案して、登録が使用時期に間に合って完了するような形で審査期限を設けて、一生懸命審査をしたということでございます。かつ、緊急事態宣言等の発令の中で作業を進めたということで、これについては小項目A評価とさせていただきます。

それから、17ページの上の方でございますけれども、これは農薬の審査報告書の作成ということでございまして、これにつきましては、あらかじめ農林水産省から指示された年度目標の中で困難度が高いとされております。それは、従来の有効成分に関する審査報告書に加えて、製剤の審査報告書も新たに公表することになり、非常に高度かつ専門的な技術が必要で、作業も大変ということで困難度が高いとされてございまして、困難度が高いものにつきましては、通常の業務実績であっても、一段上げてA評価とするというルールになっていますので、これもA評価とさせていただきます。

それから、ポンチ絵の先ほどの続きでございますが、4、5、6番の農薬の再評価の開始等に向けた技術的検討ということでございます。

これは、今般、平成30年の農薬取締法の改正に伴いまして、農薬の再評価制度が新たにできました。15年ごとに最新の科学的知見に基づいて、農薬の安全性等の再評価を行うというものでございまして、これはFAMICにとっても非常にインパクトのある業務であります。

といいますのは、ポンチ絵の左側にグラフで書かれておりますけれども、これまでの新規申請の審査に比べて、再評価の審査が加わってきますと、非常に業務量が増えるということでございます。メーカーの方も再評価というのは初体験でもあるということでございますし、最新の評価法も適用されるということでございまして、これを何とか乗り切っていくためには、できるだけ合理的に、効率的にできるようにシステマティックな審査をすることが必要だということでございます。

再評価は、今年度の10月から申請の受付が始まりますけれども、それに向けて農林水産省とともにFAMIC農薬検査部で準備してきたところで、取組内容としては、各種評価ガイダンスの整備、これは提出された試験成績に基づいて、どのような評価をするかというような考え方を示したものですし、ドシエガイダンスの作成・改正、これは提出書類の構成や様式、記載方法を提示したものです。データコンサル、これは農薬メーカーからの事前相談にいろいろ応ずるというものです。農薬使用者暴露計算シートの改良や蜜蜂の暴露計算シートの改良等につきましては、今般、新しい評価方法、暴露量を推定して評価するという仕組みが導入されましたので、令和元年度に作りました計算シートの改良等を行ったということ。それから、審査の一貫性とスピードを上げるために審査チェックシートも作り、また、評価結果に即した農薬の使用方法・使用上の注意事項の設定のルールということで、これは、例えば農薬の使用時期についてきちんと定義して、関係者が皆共通認

識を持つといったようなことを整理していったことなど、非常にきめ細かく、業界や関係府省と連携しながら対応したということで、再評価に向けた準備を整えたということで、A評価とさせていただいております。

以上が農薬でございます、農薬につきましては、小項目の積み上げで中項目もA評価になるということで、自己評価はAとさせていただいております。

次に、ポンチ絵の次のページでございますけれども、7番で、飼料及び飼料添加物関係業務でございます。

この業務につきましては、プロセス評価として創意工夫をして行った部分が幾つかの複数の小項目にまたがっております。このポンチ絵は全部それを一つにまとめたものでございます。

背景としては、新型コロナウイルス感染拡大ということで、先ほど申し上げましたように、現場での検査がなかなか制限されますし、研修会も開けないといったような状況があったということでございます。

ポンチ絵の左下の方に、取組の内容ということで幾つか令和2年度にやったことを書いておりますけれども、例えば実地検査の効率化ということで、これは立入検査については、リスクの高い事業場を優先して、検査計画を変更して少し数を減らしたということですか、あるいは立入検査の際にGMPガイドラインへの対応状況の確認もやっておりましたが、それは事業者が自ら点検したものを後でチェックして、検査時間を短縮したり、あるいは、立入検査に入った際などのサンプリングにつきましては、サンプリング方法をあらかじめ業者の方に提示した上で、業者が採取したサンプルを受け付けて分析するといったようなことをやらせていただきました。

また、大きな丸の2番目で、申請者の状況を踏まえた柔軟な検査対応ということでございまして、これは、例えばGMP適合確認で、今まで延期の手续というのはルール化していなかったもので、その手引書を改正してルール化したとか、あるいは再開したときに他センターからも応援要員を派遣したとか。あるいは、職場で新型コロナウイルス感染のクラスターが起こって1つの課が全滅するというようなことを避けるために、担当職員を分けて、片方は在宅勤務、片方は出勤というようなシフト制を取ったというようなことをやらせていただきました。

また、GMP研修会のオンライン化ということで、これは、従来、集合研修で集まっていたいたわけですが、これをeラーニングに変えたということでござい

す。申込みの受付から動画による講義、効果測定、アンケート、修了証発行まで全てオンラインでやったということでございます。

それから、最後に外部精度管理試験の自主開催ということで、これは業界団体がFAMICと協力してやっていたものでございますけれども、新型コロナウイルス感染拡大で、業界団体の方では実施できないという判断を下されたんですが、農林水産省からの御要請もありまして、規模を絞り込んだ上でFAMIC主体で開催したといったことでございます。

新型コロナウイルスに対応して、非常に様々なことをやったということでございます。

この飼料・飼料添加物関係業務につきましては、今御説明したような部分の小項目をA評価にしても、積み上げるとちょっとA評価には届かない、B評価のままということになるわけですが、特にこの飼料部門の方ではやっている業務のほとんどについて、新型コロナウイルス対応の工夫をして乗り切ったということの評価させていただきまして、これまで自己評価ではやったことのない手法ではございますが、積み上げではなくて、中項目全体としてA評価という自己評価をさせていただいております。

次のページでございますが、これは先ほど申し上げた調査研究報告の電子ジャーナル化の話でございますので、省略させていただきたいと思います。

さらにまたページをめくっていただきまして、9番の食品表示法に基づく立入検査業務の関係でございます。

表示監視の関係では3つほど挙げておりますが、これが1つ目でございます、これは一言で申し上げますと、立入検査に科学的検査を使ったということでございます。

サクランボの瓶詰で、FAMICで市販品を買ってきて検査したところ、異性化液糖が入っているということが分かったんですが、原材料表示には異性化糖の記載がなかったのが立入検査に入ったところ、製造業者の側と主張が隔たっておりまして、製造業者は製造に使った原料に異性化液糖は入っていたが、それは加工の工程で全部抜けるはずであると。だから、表示する必要はないということで、ずっと平行線だったわけですが、FAMICで工場の製造工程を聞いて、実験室レベルではありますが、工場の製造工程を再現した形で実験をしたら、やっぱり異性化液糖は最後まで残ることが分かりまして、それを分かりやすく説明資料にまとめて、事業者の方に説明したところ、事業者の方も納得をしていただいて、国の指摘を受け入れていただいたという事案でございます。通常、立入検査は専ら書類とかの検査でやりますけれども、この事例はそこに科学的検査

の手法を持ち込んだということで、A評価とさせていただきました。

それから、10番、食品表示の科学的検査業務でございます。

これは分析法を改善したということでございまして、みそのソルビン酸、保存料のソルビン酸でございますけれども、みそに「純」や「純正」、「天然醸造」と表示するときは保存料を使っちゃいけないというルールになっておりまして、FAMICでは市販品を買ってきて分析をしているわけですが、従来の分析法では非常に時間が掛かる。前処理で水蒸気蒸留をしますが、非常に時間が掛かる。あるいは、水蒸気を使いますので、やけどの危険性がある。それから、移動相に使用していました緩衝液の塩が析出して、機器の調子が悪くなるといったような難点がございました。

これにつきまして、FAMICの仙台センターで、ほかの品目で使っている分析方法を使って改良できないかということで、この真ん中の四角に書いてありますように、前処理は、メタノール抽出法ですとか、あるいは超音波を使って、あるいは固相抽出という方法を用いて、水蒸気を使わなくて済むようにした。緩衝液を水とリン酸に変更して、塩が析出しないようにしたということで、処理時間の大幅な削減ですとか、職員がやけどする危険性を回避した、また装置トラブルの発生がなくなるようにしたといったような大幅な改善が見られましたので、ここもA評価とさせていただいております。

その次に、11番、食品表示の監視に関する調査研究業務でございまして、主に新しい原産地判別法などの開発をしておりますが、ここで取り上げさせていただきましたのはアスパラガスの水溶性成分一斉分析による原産地判別法の検討でございます。

通常、これまで、原産地を判別、国産か海外産かなどといったことを判別するには、無機元素の分析や安定同位体比、あるいはDNA分析なども使っておりましたが、新たに水溶性成分、アミノ酸や有機酸といったものを使ってできないかということでやってみたものでございます。

なかなか、代謝物ですので成分が安定しないなど、いろいろ苦労はあったんですけども、何とかアスパラガスの原産地判別法を確立するに至りまして、これによりまして、これまで使ったことがなかった新しい産地判別の武器を得たということと、あと、FAMICが持っている既存の装置を使って、新たに機械を買わずにできるといったような成果が上げられました。

それ以外には、ウェブを利用して研究実施者と外部の関係者との打合せをする等して、新型コロナウイルス感染拡大の中でも着々と研究活動をやったということで、A評価とさ

せていただいております。

これらの小項目のA評価、3つほどございますけれども、これを積み上げまして、表示監視業務は中項目もA評価とさせていただきます。

次に12番でございますけれども、J A S 関係業務でございます。

1つは、12番で、有機同等性協議に関する業務ということで、諸外国の方では、多くは「有機」と表示するためにはその国の有機認証を受ける必要がありますが、国家間で有機同等性が認められれば、自国の有機認証のみで相手国でも「有機」と表示することが可能という仕組みがございます。

2020年7月から、有機畜産物や有機畜産物を原料とする加工食品につきましても、有機J A Sを取っていないければ、有機あるいはオーガニックと表示ができない制度に変わっております。それを契機といたしまして、日本に対して関心を持つ諸外国の方から、その有機同等性についての関心を示されたということもございますし、我が国の方も輸出を容易にするために有機同等性というのをお互いに認めるようにしようということで、国同士で進められたものでございまして、F A M I Cといたしましては、この取組に当たっては専任担当者を置く、海外は同じ人がずっと担当していたりしますけれども、日本はころころ担当者が代わったりしますので、そういうことがないようにして、専任担当者を置いて、相手の信頼を得る。あるいは、あらかじめ相手国のホームページなどから、有機認証制度の情報を収集する。あるいは、有機同等性をお互いに認める場合は、国の書簡の交換という形で文書化するわけですが、書簡の中にいろいろ技術的事項が入ってきますので、その技術的なサポートをさせていただくといったようなことで、結果として、米国、カナダ、スイス、オーストラリアと日本との間で有機同等性の対象範囲に有機畜産物等が追加され、これからの輸出促進にも大きく貢献したということでございます。

なお、この小項目につきましては、定量的指標の方も186%で目標を大幅に超過達成しているということ、それからこの有機同等性協議でF A M I Cも頑張ったということで、S評価とさせていただきます。

次は13番でございますけれども、J A S の登録認証機関等の技術能力の確認調査業務でございます。

これは、F A M I Cで、J A Sで格付されている製品を買ってきて、J A Sの基準どおりになっているかというのを分析したりしているわけですが、有機緑茶について、残留農薬分析法を改良したということでございます。従来の分析法ですと、測定時にきょ

う雑物が入って、不具合が生じるということがあったということでやめていたのですが、新たに厚生労働省の分析法なども参考にしまして、サンプルの前処理方法などに改良を加えて、不具合がないように、感度が落ちないような分析法を構築したということでありま
す。これによりまして、有機緑茶の検査も可能になり、より多くの有機食品のJ A Sの遵
守状況を確認することが可能になったということでございます。

これもA評価とさせていただきます。

次に、次のページでございますけれども、14番、15番でございますが、F A M I Cの認
定制度でございます。

F A M I Cにおきましては、認定センターというのを2018年に立ち上げておりまして、
これは民間規格を活用して、国産品の輸出増加の取組などを応援しようというものでござ
いますけれども、F A M I Cで民間が運営する認証制度を認定する制度を立ち上げてござ
います。

これは真ん中の箱にありますように、F A M I Cの認定センターが民間の認証機関を審
査して認定を行い、その認定を受けた認証機関が製品などを製造する事業者に認証を与え
るという仕組みでございます。

ただ、2018年に発足して以降、認定センターとしての認定実績がなかったという状況が
ずっと続いておりました。そこで、新型コロナウイルス感染拡大の中であつたのでなかな
か大変な部分もありましたが、メールや書類等々、分かりやすい資料を作って認定制度の
メリットを働きかけるでありますとか、あるいは職員を研修に参加させる、あるいは国際
水準を満たすような審査を行うための手順書を整備して、職員のレベルを上げる、あるい
は認証機関はISO/IEC 17065という国際基準に準拠することが求められますけれども、そ
れを分かりやすく説明して、申請しやすい環境作りをするとか、あるいはF A M I Cの中
でK P Iを設けまして、これの工程はいつまでに何日間でやるといったようなことを設け
て、迅速に審査を進めるなど、いろんな工夫をしまして、今まで認定実績はゼロでしたが、
令和2年度は4機関の認定実績を獲得したということでございます。こういった取組が進
んでいけば、輸出促進にも寄与する部分は大きいのかなと。

この点については、小項目S評価とさせていただきます。

もう一つ、国際相互承認の申請手続を開始したということでございます。認定センター
のような認定機関につきましては、それぞれ海外で同じような認定業務を行っている機関
同士で相互承認を行う、それによって国際的な信頼を確保するという仕組みがございまし

て、これまで、認定センターの認定実績がなかったものですから、申請ができなかったわけですが、認定実績も得たということで、国際相互承認の申請をアジア太平洋地域認定協力機構に現在申請中でございます。

この小項目はA評価とさせていただきます。

次でございます。16番でございます、輸出促進法に関する業務でございます。

これも御案内のとおり、輸出促進法が新たにでき、令和2年4月から施行されましたが、FAMICもこの法律の一部に関わる業務を行うことになっておりまして、具体的には輸出入向けの加工施設の認定を、国、都道府県のほかに民間機関でも能力のあるところは、認定してもいいという仕組みがございまして、ただ、どんな民間機関でもいいというわけにはいきませんので、登録される認定機関となるために、登録が適当かどうかをFAMICが調査をするという仕組みが設けられております。

これにつきましては、令和2年4月に早速調査依頼が2件ございましたが、令和元年度から体制は整えてはいたのですが、早急に調査を実施して、6月1日付で調査結果を報告したということでございます。4月から6月ということですので、緊急事態宣言とかなり重なるわけですが、そうした中でリモート調査を活用しながらも、迅速に対応したということでございます。

そのほか、箱の下の方、真ん中の下の方に書いておりますけれども、FAMICの職員も、ある規格に基づいてそれに適合したことをやっているかを見るのは、今までもやってきたことですが、HACCPなどそういった部分はちょっと弱い部分もございますので、そういった研修をするとか、あるいは農林水産省が主催する輸出促進法の研修に参加するとか、あるいは、今後の数が増えてくることを見越して、地域センターも含めて調査チームで調査をするといったような体制も整えまして、結果的には令和2年度は5件の調査結果を報告したということで、A評価とさせていただきます。

それから、最後に17番でございますけれども、食品安全に係る有害化学物質の分析能力の確立ということでございまして、これは、農林水産省のサーベイランス・モニタリング実施計画に基づく分析につきまして、FAMICもその一翼を担っているということでございます。

具体的には、今回農林水産省から御指示をいただきましたのが、ムラサキバレンギクという、民間薬やハーブティーのようなものに使われるものですが、ムラサキバレンギクに含まれるピロリジジナルカロイド類の分析法を確立したということでございます。

なかなか農林水産省が求める分析精度を有する民間分析機関もないということで、FAMICに御指示があったということでございます。

FAMICでも農林水産省が求める精度を満たすまでにはなかなか至らず、あるいは、妨害成分がちょっと残存したりして、機器への負担が掛かる、機器トラブルが起こったりもしていたんですけれども、前処理、精製工程を変える、あるいは分析機器に入れる際のいろんな条件をトライアンドエラーで何度も何度も変えてやった結果、ピロリジジナルカロイド類の30種類の一斉分析法を確立し、サーベイランス・モニタリング計画に基づく含有実態調査もこれからはできるようになったということで、A評価とさせていただいております。ただ、この部分の中項目としてはB評価とさせていただいております。

すみません、長くなってしまいました。以上でございます。

○大西総務課課長補佐 ありがとうございます。

次に、農林水産省から評価案の説明をさせていただきます。井上総務課長、お願いします。

○井上総務課長 それでは、御説明の効率化のために、参考資料の11番を用いて説明をさせていただきたいと思います。参考資料11番は、各項目がリストになってございますけれども、その中の丸印が付された項目が中項目となっておりますので、その中項目の固まりごとに御説明をいたします。

まず、1つ目の肥料及び土壌改良資材関係業務でございます。

今、御説明いただきましたように、FAMICの小項目の自己評価としてA評価が3項目でございます。私どもとしまして、御説明にあったような様々な創意工夫を行っていただいているということの評価いたしまして、A評価とすべきものと考えております。

加えまして、FAMICの実績を聞かせていただきまして、①農林水産省からの緊急要請業務、それから⑥肥料の法改正に伴う業務、⑦のオ、外部精度管理に関する技術的助言につきましても、FAMICの自己評価はB評価でございますが、内容を伺いますと、私どもが進めております重要施策である肥料の制度改正などへの大きな貢献ということが認められますので、これらはA評価としたいと考えております。

その結果、小項目についてA評価が3つ増えるということになりますので、公式に当てはめて、中項目全体でA評価に届くということでございますので、中項目評価としてもA評価とさせていただきたいと考えております。

それから、次の農薬関係業務でございます。

FAMICの小項目の自己評価としてA評価が5つございます。私どもとしまして、様々な創意工夫をいただいているという御説明があったとおりですが、これらはA評価とすべきものと解しておりますので、中項目の評価としてもFAMICの自己評価と同じくA評価とさせていただきたいと思っております。

続きまして、飼料及び飼料添加物関係業務でございます。

FAMICの小項目の自己評価としてA評価は1つですが、中項目においては立入検査等の広範囲な創意工夫などを考慮して、A評価ということでいただいております。私どもといたしまして、御説明にあったとおり、様々な創意工夫を行っていただいているということを評価させていただき、中項目としてもAということで評価をしたいと考えております。

加えまして、中項目でまとめて創意工夫としている点について、それぞれ該当する小項目においても評価をすべきであり、具体的には、⑥のウ、工程管理及び品質管理等に関する検査等業務（研修の開催）でございますが、これについて、eラーニングを導入することによって、新型コロナウイルス感染拡大の防止及び受講者数の増加を実現したことを評価し、S評価とさせていただきたいと考えております。

また、1ページ戻っていただきまして、②のア、立入検査に係る結果報告、それからその下の④のイ、飼料等の試験法等の開発等、それから、④のウ、飼料等の検査、それから⑤のポツの1つ目、飼料添加物の検定申請、⑥のエ、工程管理及び品質管理等に関する検査等業務（技術的助言）、これらに関しましては、それぞれの創意工夫を評価し、A評価とさせていただきたいと考えております。

これらの結果、小項目につきまして、S評価が1つ、A評価が5つ増えるということになりまして、公式に当てはめた中項目の全体の評価につきましてもA評価となりますので、A評価として評価をさせていただいたところでございます。

それから次の中項目が食品表示の監視に関する業務でございます。

FAMICの自己評価として、A評価を3つでいただいております。私どもも、これらについては、様々な創意工夫を評価してA評価とすべきものと解しておりますので、中項目全体の評価としても、FAMICの自己評価と同じくA評価とさせていただいております。

次の中項目、日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務についてですが、FAMICの自己評価はS評価が2項目、A評価が3項目といただいております。

私どもといたしましても、今、御説明いただいたような様々な創意工夫を評価いたしまして、これら、S評価、A評価と評価すべきものと解しておりますので、中項目の全体といたしましても、FAMICの自己評価と同じく、A評価と評価をさせていただいております。

次の中項目は、食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務でございます。

FAMICの自己評価はA評価が1項目ということでいただいております。私どもといたしましても、御説明いただいたような創意工夫を評価して、これについてA評価と評価すべきと解しております。中項目全体については、FAMICの自己評価と同様にB評価ということで評価させていただいております。

それから、次の中項目はその他の業務でございます。

これらの項目については、やるべきことをきちんとやっていただくという部分かと思っておりますので、それぞれ小項目はB評価、中項目全体でB評価といただいておりますので、こちらといたしましても同じくB評価ということで評価をさせていただいております。

私からは以上でございます。

○大西総務課課長補佐 ありがとうございます。

それでは、まず、肥料及び土壌改良資材関係業務につきまして、御意見、御質問等をいただきたいと思いますと思いますが、委員の皆様には、事前に御質問、御意見等をいただいております。会場におられる方、当日配布資料として委員の皆様から事前にいただいた御意見・御質問が置かれているかと思えます。また、ウェブで参加の方は、本日メールで送らせていただきましたので、そちらの方を御覧いただければと思います。

それでは、事前に御質問、御意見をいただいておりますので、そちらの方からご紹介させていただきたいと思います。まず、金田委員から、肥料及び土壌改良資材関係業務だけではなくほかの業務も含めて、令和2年度の経常利益が大きく増加したのは、各種業務の効率化や工夫の成果が反映した結果と見てよろしいでしょうかという御質問をいただいております。これらについて、まず、FAMICの方から説明をいただければと思います。

○田中総務部長 御質問ありがとうございます。

私、FAMIC総務部長の田中と申します。よろしくお願いいたします。

今回、効率化や工夫の成果が反映した結果ということかという御質問でございますけれども、FAMICにおきまして、業務改善の取組につきましては、予算の執行、業務全般

に行っているところでございます。今回のこの経常利益につきましても、業務の効率化や工夫が反映された面もあるかは認識しておりますけれども、この後、予算と決算の関係について御説明させていただきますが、今期、国庫納付となる執行残が発生しており、今回の利益剰余の増額は、効率化の工夫というよりも、この利益剰余が反映されたものと、我々、認識しています。ただし、令和2年度の業務経費における執行残は6,800万円ほどありますが、固定的な経費、他律的な要因の経費を除きますと、3,200万円ほどになります。前年度も同様の経費を除くと3,000万円ほどになり、若干ではございますが、200万程度、業務の効率化と理解できる経費が一部含まれているところでございます。ただし、基本的に、我々としては、今回は予算と決算の差額の部分が利益剰余として計上されているということでございます。

以上です。

○大西総務課課長補佐 ありがとうございます。

続きまして、鈴木委員から、肥料及び飼料研究報告の電子ジャーナル化による業務負担の軽減は理解できるが、紙媒体を望む声はないのか。また、紙媒体とその効果の比較は可能かという御質問をいただいております。FAMICの方から、説明をお願いします。

○田村企画調整部長 電子ジャーナル化に当たりましては、冊子の送付先に事前にアンケートを行わせていただきまして、引き続き冊子を希望するという方も一定数はいらっしゃいましたが、ただ、やはり私どもFAMICの判断としましては、限られたマンパワーで封筒入れや郵送といった部分をできるだけ省いて、他の業務に労力を回したいという思いが強うございましたので、ここは思い切って保存用のもの以外の冊子は全て廃止をさせていただいたということでございます。世の中の流れもペーパーレス化ということでございますし、学会誌なども電子化が進んでいると聞きますので、そういった意味でも必要なことであつたかなと思っております。

紙媒体との効果の比較は、なかなか難しいかもしれませんが、例えば電子ジャーナルへのアクセス数など、そういったものも今後見ていくようなことも少し検討はしてまいりたいと思っております。

○大西総務課課長補佐 ありがとうございます。

金田委員から、御意見として肥料及び飼料研究報告の電子ジャーナル化により、研究成果が今まで以上に周知されることを期待します。広報を通じて、多くの関係機関にPRしていただくことを希望しますという御意見をいただいておりますので、FAMICの方は

しっかり対応をお願いしたいと思います。

○鈴木委員 鈴木です。発言してよろしいでしょうか。

○大西総務課課長補佐 お願いします。

○鈴木委員 このような変化は、そちらの方に進むべきだろうというふうに、私自身は思っております。いろんな対応の仕方を考える必要があろうかと思いますが、一方で、これまでのやり方の方がよろしいという方もいらっしゃると思います。対応の仕方等が、変化をする際には、紙媒体の方がいいと思っていいらっしゃる方にきちんと説明をする、要は納得していただく。そのような対応が必要なのではないかという意味で、質問させていただきました。

以上です。

○大西総務課課長補佐 ありがとうございます。

それでは、肥料及び土壌改良資材関係業務で、ほかに関連してでも構いませんけれども、御質問がある方、ウェブで参加の方はチャットの方で書いていただければ、私の方から順番に指名させていただきます。御来所の方は手を挙げていただければ、御指名させていただきます。関連の御質問がある方、よろしくお願いします。

豊田委員、どうぞ。

○豊田委員 ちょっと細かなことなんですけれども、この3と8にある、電子ジャーナルによって印刷費や郵送費が大幅削減ということで、40万とか20万とか、かなり大幅に削減されていると思うんですね。一方で、先ほど、FAMICからの説明の中に、通常業務中の分析コストなどの削減もあったけれども、200万円程度であり、余り削減したというような印象がなかったように思うんですね。こちらでは、60万、40万でかなり大きな削減と言いつつ、分析業務、200万円も削減できたとしたならば、それは非常に大きな成果だと思うんですね。

最初の質問のところであったと思うんですけれども、金田委員から、各種業務の効率化等で削減できたということで、それについては、たしか200万円程度で余り分析業務を効率化したのではなくて、何かもうちょっと別の理由で削減できたみたいなことがあったと思うんですが、十分削減できているんじゃないかなと思います。

○大西総務課課長補佐 ありがとうございます。

FAMICの方から何か。

○田中総務部長 申し訳ございません。前年度と比較して、200万円程の業務の効率化と理

解できる経費があったということでございます。決して少なかったというような発言ではございませんので、そこは修正させていただきます。

○大西総務課課長補佐 ウェブの参加の皆様、よろしいでしょうか。

それでは、肥料及び土壌改良資材関係業務については、この辺で一旦打ち切らせていただきたいと思います。

続いて、農薬関係業務について、御意見、御質問がございましたら、お願いします。御質問がある方は、ウェブで参加の方はチャットの方で書き込みしていただければと思います。

○小西委員 4、5、6の農薬の再評価の質問をしてもよろしいですか。

○大西総務課課長補佐 はい。

○小西委員 このポンチ絵を、非常に分かりやすく書いてあると思ひまして、この業務、背景から取組の内容に関しましては評価が高くて当然というふうに理解いたしました。

それで、その中で、特に取組の内容のところですけども、このドシエガイダンスとか、そういうものに関して、実際に事前相談をされるという、受け付けるということを御説明にあったと思いますが、この事前相談のやり方というのはどういうやり方を取っていらっしゃるのかということを、ちょっとお聞きしたいなと思っております。個別に、相談センターのような取組をされているのか、電話で相談受付をされているのか、そういうところを詳しく教えていただければと思います。

○大西総務課課長補佐 小西委員、ありがとうございます。

FAMICの方から、どういう体制で行ったか、説明をお願いします。

○田村企画調整部長 個別に相談センターを設けてやっているというものではございません。農薬メーカーなので、すごくたくさんあるというわけでもないです。基本的に手挙げ方式で、相談のある方は相談内容を承って、こちらの方からは新しい制度に照らして、メーカーが持っている試験成績で、新しい制度の評価に対応できるかどうか、対応できないなら、どういう点が足りないかといったことの事前の相談に応じさせていただいていると承知しております。

○小西委員 個別的に相談があったときに受けるという体制をいつも整えていると理解してよろしいということですね。

○田村企画調整部長 はい。

○小西委員 分かりました。ありがとうございます。

○大西総務課課長補佐 担当課の方から、補足説明の方をお願いします。

○及川農産安全管理課長 担当課の農産安全管理課長の及川でございます。

補足説明させていただきます。

再評価をする農薬につきましては、大体、実際、再評価をする前の2年前ぐらいにこういったものについてやりますよというのを、まず予告先発がありまして、2年後にはデータをそろえて、再評価に応え得るだけのデータを出してくださいということをしております。その間、自分たちでやってみて、これは本当に今の最新の科学的知見に基づいた、しっかりしたデータだろうかとかということに不安になるメーカーの方々が、我が省と、あとFAMICの方に相談にいられて、これで十分かどうかとか、このデータの取り方でもいいのかどうかということをお受けしているという形になっております。そこで、十分な科学的知見に基づく再評価ができるような形で個別相談に乗っているという形でございます。

○小西委員 私が間違った解釈をしていたら申し訳ないんですけども、農林水産省の農薬審議会なんかでは、この再評価はシステムティックレビューで行うんだという方針で進めているというふうに理解しているんですけども、そのシステムティックレビューをどのようにするかというのは、今、正に進行中のところもあると思うんですね。それをFAMICさんに落としていって、そして各農薬メーカーの方に落としていくという、そういうプロセスなのかなというふうに思うんですけども。こうやって、どんどんこれから新しく決まっていくものに関して、どういう連携を取りながら、迅速にその内容をメーカーに伝えるというところに対しては、取組の内容として、具体的にここのどこに当たるのかなというのが分からなかったのです。

○及川農産安全管理課長 引き続き、農産安全管理課長でございます。

今、正に先生がおっしゃったとおり、評価ガイダンス、ドシエガイダンスという形で、あらかじめこういうデータが必要です、そのための提出様式はこれでございますというのを、あらかじめ指し示しているといった形になっています。あと、実際、我々も、先生がおっしゃった農薬分科会という形で、公開の場で資料もオープンになった中で、メーカーのみならず、FAMICとも調整したものについて案を出したり、議論を共有したりという形でやっています。そこに関しては、FAMICと農林水産省としては、一体的にしっかり対応できるようにさせていただいているところでございます。

○小西委員 ありがとうございます。

○大西総務課課長補佐 ほかの皆様、御質問の方はよろしいでしょうか。

それでは、次の飼料及び飼料添加物関係業務について、御質問、御意見等を伺いたいと思います。

○小西委員 ここでは、新型コロナウイルス感染拡大においていろいろな工夫をされたということで、大臣評価がSになっていたものもあったと思うんですが。その評価を受けて、ここで工夫をいろいろとされているという中で、アフターコロナでもこれは続けた方がいいもの、それからこれは新型コロナウイルス感染拡大だから仕方がなくて、こういう工夫をしたんだというような、大きく2つ分けられるかなと思うんですけども、取組の中で、これはこれからもアフターコロナにおいても続けたいと思っていच्छるものというのは何があるのかなということをお聞きしたかった。

○大西総務課課長補佐 ありがとうございます。

FAMICの方で、その取組の中で、アフターコロナで対応していこうと思っているものがあれば、御紹介していただければと思います。

○田村企画調整部長 例えば、7番のポンチ絵に令和2年度にやったことを載せておりますけれども、例えば、取組の内容の中で、急遽、立入検査の計画を変更したというのは、これは新型コロナウイルス感染拡大に対応したものでございますので、新型コロナウイルスの影響が収まれば、できるだけもちろん計画的にやっていくのがいいかと思っております。あるいは、先ほど、担当職員を在宅勤務と出勤というシフト制にしたことは、新型コロナウイルス感染症ならではのことだと思います。

一方で、GMP研修会のオンライン化は、新型コロナウイルス感染拡大というものに迫られて、急遽やったことではあるんですけども、実際にやってみると、課題はそれなりにあったと思うんですけども、受講者の方も一か所に集まってこなくていいですし、職員も出張しなくていいですし、そういう経費削減になります。参加者も、実はeラーニングでやった今回が人数的には過去最高になったと、参加しやすかったということだと思うので、そういった部分については、アフターコロナにあっても続けていくなりしていきたいなというふうには考えております。

○小西委員 是非、そういう効率、無駄なものを省くいい機会だったと思うので、そこで気が付かれたことはどんどん、新型コロナウイルス感染症が終わっても続けていっていただきたいなと思います。

○大西総務課課長補佐 ありがとうございます。

飼料及び飼料添加物関係業務で、ほかの皆様、ウェブの参加者の方はチャットの方に書

き込んでいただければと思います。ほかよろしいでしょうか。

では、次の食品表示の監視に関する業務について、御質問、御意見等をいただきたいと思います。

小西委員、どうぞ。

○小西委員 この御説明ですと、例えばこのポンチ絵にあるように、異性化液糖の混入に関しまして、違反した業者にちゃんと科学的な根拠を示したら、納得していただいたということの例でございますけれども、これは1業者だけの例を、こういう経験がありましたということによっていっちゃうと思うんですが、せっかくこのように時間を掛けて検証していっちゃうわけだから、是非、データブックかデータベースにこの結果を残しておいて、そして、同じような業者がいた場合にはそれを活用するとか、又は講習会を開いたり、チラシを作成して同じことを起こさない、未然に防ぐような、そういう対策に利用できないかと思いました。

○大西総務課課長補佐 ありがとうございます。

このような事例をデータ化しているようなことは、FAMICでありますか。

○田村企画調整部長 立入検査の事案の概要につきましては、エクセルファイルなどの形で保存しておりますし、立入検査に使った手法などについて、特徴的なものについては記録に残す、残るように立入検査報告書の中で記述しておりますので、記録に残すようにしてございます。

これを講習会などの一般的な場で活用するというのは、表示監視業務の性格上、逆に言うことによって偽装の手段に利用されたり、こちらの立入検査のノウハウが分かってしまうという危険性もありますので、そういったことをよく考えた上で、講習会などの場でこういった事例があるというのを言うかどうかを検討しないといけないと思っております。

○小西委員 分かりました。ありがとうございます。

○大西総務課課長補佐 では、担当課の方からもお願いします。

○阿部米穀流通・食品表示監視室長 消費者行政・食育課の監視室長をやっています、阿部と申します。

補足的に説明させていただきますけれども、私どもとしては、その監視の手法は、警察もそうですけれども、警察の捜査手法を世の中に出すことは余りないと思いますけれども、我々も同じでして、基本的には社会的検証ですけれども、FAMICの協力の下、科学的分析と一緒にやっておりますので、そこは余り世の中に出していくというのは、今のところ

ろ、極めてやっていないところです。私どもとしては、例えば警察の大学校に講師で私が説明することはあるんですが、FAMICの分析法などこういう事例を紹介していくこともありますので、そういった方面で活用させていただいております。

○小西委員 ありがとうございます。

○大西総務課課長補佐 ほかの皆様、よろしいでしょうか。

豊田委員、どうぞ。

○豊田委員 具体的に、今回、たまたま1事例が、この異性化糖が見つかったということですが、こういった科学的検査というのは、年間どの程度の数をやられているんですか。

○田村企画調整部長 件数で言うと、年によって異なりますが、大体6,000件前後ぐらいです。

○豊田委員 6,000件。それは市場に出回っているもの。

○田村企画調整部長 そうです、市販品です。

○豊田委員 調査対象のどれぐらいに当たるんですか。6,000件と言われると、とんでもなく多いような感じがするんですけれども。

○田村企画調整部長 日本に出回っている食品の数というのは、もうすさまじい数だと思いますので、多分、そういう統計自体は存在しないんじゃないかと思います。

○豊田委員 じゃ、ランダムに1%ぐらいを検査しているということですね。

○田村企画調整部長 もちろん、表示の疑義を見つけるためのものですので、例えば国産とうたっているものなど、そういったものを狙って買っているわけで、ランダムに買っているわけではありません。

○豊田委員 確かに。たまたま、こういった見つかるケースというのはなかなかないわけですね。今回、それがきちんと見つけることができ、改善までできて、それでA評価になったということですね。

○田村企画調整部長 年によって異なりますが、科学的検査で怪しいというのが分かるものは6,000件調べて、大体百数十件ぐらいあり、農林水産省に報告しております。たしか、2%弱ぐらいだったと記憶しております。

○豊田委員 分かりました。それは、我々としては安心ですね。

○阿部米穀流通・食品表示監視室長 今回のケースは、どちらかというと、指導レベルの事案でありまして、我々、その分析の結果として疑義が、黒だというような情報があれ

ば、合同で立入検査して、結果として、食品表示法に基づく公表事案ということであれば、我々がプレスして公表をしていくというのは、毎年何件かはやっております。これは多分、そういう公表のものではなくて、飽くまでも指導レベルというものだと思います。

○大西総務課課長補佐 食品関係業務、ほかに御意見、御質問等があれば。

豊田委員。

○豊田委員 10番、あと、11番とですね。恐らく13番もそうなんですけれども、FAMICさん、研究機関ではないので対象ではないのかもしれませんが、もうこういった新たな分析法を開発できたというのは学術的に恐らく非常に大きな意味を持っていて、我々、大学にいて、是非、こういった成果というのはジャーナル等に発表してほしいなという願いがあつてですね。研究法人ではないので、FAMICさんから学術論文が出るということが、もしかしたら業績にはならないので。そうすると、恐らく担当の職員が、こういった成果を、例えば論文にしようとしたりすると、その論文作成に掛かる時間というのは勤務外になってしまって、勤務にならないので、こういったことが論文になってくるといえるのか。組織としては、やっぱり組織としての国際的なプレゼンスを高めるために論文を書くことを奨励していて、もちろんそれも業務の一環として認めているんだけれども、論文化にはまだ至っていないのか。そもそも、やっぱりもうそんなことはなくて、もう既にこういった成果というのは、適宜、きちんと論文化しているのか。その辺りをお聞かせいただけないでしょうか。

○大西総務課課長補佐 FAMICの方で、調査・研究の論文関係について、御説明お願いします。

○田村企画調整部長 それほど多くはないですけれども、論文の投稿などは職員の方で、時々やっております。だから、別に禁止しているとかはなく、もちろん業務と関係ないものは困りますけれども、業務として行うことを禁止しているわけではございませんし、例えば、最近の例ですと、後作物への農薬の残留性の推定法で、FAMICの農薬検査部の職員が日本農薬学会の奨励賞もいただいたりしております。それ以外にも、何年か前に書いた論文で昆布の産地判別の論文、共同執筆の論文ですけれども、それでも何か函館市長賞でしたか、何かそういう自治体の賞などもいただいたりしておりますので、職員も、皆さん、そういうのを頑張ってやっております。

○豊田委員 ありがとうございます。

○大西総務課課長補佐 ほかの方、よろしいでしょうか。

食品関係につきましては、事前の御質問、御意見等で、金田委員から、業務における各種工夫等についてということで、食品表示法に基づく立入検査等業務における室内モデルによる再現・検証等、多くの改良や工夫により、効率的で安定的な精度の高い業務が実施されたことは高く評価します。今後、更なるスキルアップを期待するとともに、内容は、是非「大きな目、小さな目」等でPRしていただくことを希望しますという御意見をいただいております。FAMICの方では、こちらの方、しっかり対応の方をお願いしたいと思っております。

続きまして、日本農林規格等に関する業務に御質問、御意見等あれば、よろしくお願ひします。

鈴木委員からの事前のいただいた御意見でございます。国際規格に係る業務が新型コロナウイルス感染拡大の下でどのように変化したのか、知見があればお教え願ひたい。また、有機同等性協議がSとなった状況を説明してほしいという御質問がございました。FAMICの方から、説明の方をお願いします。

○田村企画調整部長 当然、新型コロナウイルス感染拡大の影響は受けております。一言で言えば、海外で行われるような会議が全部なくなってしまいまして、全部ウェブ会議になってしまったと。一言で言うと、そういうことでございます。ウェブ会議は、それはそれで、日本にいながら参加できるので便利な面もなくはないとは思いますが、やはり実際に海外で行われる国際規格関係などの会議に行って、その場で海外の皆さん、特に日本の主張を通したいような場合はロビー活動といいますか、実際に会えば、そういったことも可能ですけれども、なかなかオンラインだとそれは難しいといったようなことはあるのかなと思っております。あとは、日本時間の夜中に会議がセットされることが多くなりましたので、そういう意味での職員の負担はちょっと増えているのかなという気はしております。

それから、有機同等性の協議がS評価になった状況ということで、先ほど御説明させていただいたこととかぶってしまうかもしれませんが、米国、カナダ、スイス、オーストラリアと有機畜産物等の有機同等性の協議が整うように、技術的な面からFAMICの方でサポートさせていただいたということで、これはひいては輸出促進にもつながるんじゃないかということを、自分たちなりに評価させていただいたということですが、この有機同等性協議が出てくる小項目というのが、そもそも定量的指標の方が186%の達成率で、数字的に見ても、100%をはるかに上回って達成しているということもあります。

し、それ以外にもいろんな普及啓発活動もやっているという、そういう事を総合的に加味させていただいて、この有機同等性協議が入っている小項目全体としてSとさせていただいたということでございます。

○大西総務課課長補佐 長田委員の方から御質問があるようですので。長田委員お願いします。

○長田委員 はい。ありがとうございます。

有機同等性協議、非常にいい成果を上げているということでよかったなと思っているんですが、今後また、その対象が拡大していく予定などが、もしおありだったら教えていただこうかなと思いました。

以上です。

○大西総務課課長補佐 担当課の方から、お願いします。

○西川基準認証室長 担当課の新事業・食品産業部食品製造課基準認証室長、西川です。

今の長田委員からの御質問については、このポンチ絵では、米国、カナダ、スイス及びオーストラリアということで、有機畜産物を締結した国が書かれておりますけれども、御質問いただいたとおり、今後、国、地域をしっかりと拡大して、しっかりと、我々の輸出拡大につながるようにしていきたいと思います。

以上です。

○大西総務課課長補佐 ありがとうございます。

○長田委員 ありがとうございます。

○大西総務課課長補佐 豊田委員、よろしくお願いします。

○豊田委員 この有機同等性をいろんな国と協議する際には、どんな点がポイントになるのか、教えていただきたい。僕、余りそこまで詳しくないんですけども、農薬を使わない、化学肥料を使わないというところでは何も議論の余地がないと思うんですが、恐らく日本は施用量に関して余り意識していなくて、海外は施用量について規制などがあって、それがポイントになるのか。あるいは、有機で認められているいろんな化学物質などがあると思うんですけども、そういったところの協議が必要になるのか。こういったことが内容的にポイントになるのでしょうか。

○西川基準認証室長 引き続き、基準認証室長、西川です。

一番のポイントは、日本ではJASがありますけれども、各国でも同じように有機に関する規格、法律であったり、ガイドラインであったり、規則があります。その比較とい

うところです。

今、先生がおっしゃったように、農薬を極力使わないとか、なるべく自然でというところはコーデックスガイドラインで決まっています、その上で、日本は日本独自の気候とといったものに合わせて規格が作られていて、それは各国同じですので、そのルール、個別に一個ずつその違いを見て、議論をしていくということですね、交渉的には。だから、規格の比較ということになります。

○豊田委員 分かりました。

あと、ここにある国産有機農畜産物を原料とした有機食品の輸出拡大って、これ、具体的にどんなものが直近で対象になってくるんでしょうか。なかなか、これを海外に打って出るのって、日本には難しいような。

○西川基準認証室長 これも私の方から、すみません。

畜産物を原料としたということなので、加工品であるとミルクチョコレートやお菓子、バームクーヘンなど、そういったものを、実際に作られている方いらっしゃるので、将来的には輸出拡大というところです。

○田村企画調整部長 ちなみに、現在、国内で生産して、格付されている有機加工食品では、牛乳や発酵乳、バター、チーズ等、そういったものもあるようではございます。

○豊田委員 日本もバターやチーズを輸出できるようにということでしょうか。

○西川基準認証室長 実際に作られている製品の中で格付されている製品の実績ということですね。

○大西総務課課長補佐 鈴木委員の方から、有機同等性の協議、新型コロナウイルス感染拡大ゆえ難しさはなかったでしょうかという御質問をいただいております。FAMICの方から、新型コロナウイルス感染拡大での影響を御説明いただければと思います。

○田村企画調整部長 それにつきましては、担当部から特には聞いておりませんが、基本的にはリモートというか、ウェブでのやり取りだったのかなと思うんですけども、取り立ててこれということは、聞いておりません。

○大西総務課課長補佐 鈴木委員、よろしいでしょうか。

○鈴木委員 ありがとうございます。

○大西総務課課長補佐 ほかの方、よろしいでしょうか。

鈴木委員から事前の御意見として、日本農林規格等の業務の評価が、自己評価、大臣評価ともAになっている点を高く評価したいと。JASへの対応が着実であることは必須で

あろう。一方、国際対応は、多様な価値観の下での判断が必要であるため、困難な課題に直面することもあるかと思うという御意見をいただいております。

ほかの方、よろしいでしょうか。

それでは、食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務について、お願いしたいと思います。事前の御意見はいただいておりますので、御意見、質問のある方はチャットに書いていただく等、よろしくお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、ローマ数字Ⅰの最後になります、その他の業務について、御質問、御意見等があれば、よろしくお願いします。ないようでしたら、ローマ数字のⅠについては、この辺で終わりたいと思います。

次のローマ数字のⅡの業務は、担当課は総務課になりますので、ここで農林水産省の業務担当課の皆様には退室していただきたいと思います。退室が終わるまで、しばらくお待ちいただければと思います。担当課の皆様、どうもありがとうございました。

(担当課 退室)

○大西総務課課長補佐 それでは、ローマ数字のⅡ、業務運営の効率化に関する事項、ローマ数字Ⅲ、財務の内容の改善に関する事項、ローマ数字のⅣ、その他の事項でございます。また、説明は標準の結果だったB評価のものを除き、A及び昨年Cであった項目の評価の要点の説明をお願いします。最初に、FAMI Cより、業務実績及び自己評価の説明をお願いします。

○田村企画調整部長 それでは、資料1の76ページを御覧いただければと思います。

職員の人事に関する計画の部分でございまして、その中で、76ページの中段辺りに人事評価システム等について書いている中で、FAMI Cで新たな人事ルールというのを令和元年度に理事長の決定という形で策定したところでございますが、令和2年度においては、さらにその人事ルールの運用を策定したところでございます。

これは、人事ルールを策定した令和元年度もそうだったんですけども、令和2年度に人事ルールをもう少しブレイクダウンした運用を策定する際においても、所内に対するパブリックコメントとでもいいいますか、所内の職員、地域センターも含めて、FAMI Cの職員に案を示して、広く質問や意見を聞いて、それを受け止めた形で、最終的に人事ルールの運用をまとめたということで、通常、人事ルール関係の話というのは人事担当者だけで議論する場合が多いんですけども、FAMI Cにおいては全員参加型の議論を行って、そういった人事ルールの運用というのを作ったということで、この小項目としては、自

己評価としてはA評価とさせていただいたところでございます。

次に、同じページの下の方からになりますけれども、女性登用の促進というところで、これは今年度B評価ということになっているんですけれども、昨年度はC評価でありましたので簡単に御説明させていただきたいと思います。

これは資料1の76ページから77ページにかけての左から2列目の事業計画の欄がFAMICの事業計画を抜粋したものですけれども、77ページの上の方に、2行目から3行目に管理職に占める女性の割合が6.9%以上になるよう取り組むという目標を掲げておりまして、令和元年度におきましては、この目標の数字に達しませんでしたので、C評価とさせていただいたところでございます。令和2年度につきましては、令和元年度より1.3%上昇して、管理職の女性割合は4.7%になったんですが、いずれにしても6.9%には届いていない。届いていないということですが、FAMICとしても令和2年度はいろいろな取組を行ったということで、B評価という自己評価にさせていただいたところです。

77ページにいろいろ書いておりますけれども、例えば、女性職員にアンケートをやって、その結果を女性職員に共有して、認識の共有を図ったとかですね。また、その調査で出た要望も踏まえて、女性職員の活躍につながる研修ですとか座談会、そういったものを企画したということ。それから、新型コロナウイルスがはやって、緊急事態宣言がちょうど令和2年度の最初の方にありましたけれども、これは女性だけという話ではないんですけれども、子供の学校が休校になったこと、御記憶かと思いますが、そういった方たちのために、本部の施設の一部を開放して、子供連れで仕事ができるという環境を作ったということ。あるいは、これも新型コロナウイルス対応ということでやったことであるんですが、在宅勤務制度を創設しまして、その中では妊娠中の職員ですとか、あるいは育児を要する職員等も、個別の事情を踏まえて在宅勤務を可能とするようなものをルール化するなど、FAMICとしてもいろいろな取組をさせていただいたということで、あと、人事異動について、なかなか御家庭の事情があって引っ越せないという人の事情も勘案して、昇任も考えましょうと。そういったことも作っているということで、そういったもろもろの取組を自己評価して、数字的には事業計画の目標に達していないんですが、評価としてはBとさせていただいたところでございます。

あと、最後の一つでございますけれども、ポンチ絵の18番というところでございます。内部統制の充実・強化ということが書かれているかと思います。

これは、どんな職場や企業でも大体作っておられるかと思うんですけれども、FAMIC

Cも平成19年にFAMICが発足したときに「行動理念」や「行動方針」という、職員の行動の基本的な考え方になるようなものを作っております。ただ、統合してFAMICが発足してから十余年がたって、統合時のまま、ほとんど未改定のままという状況にございました。また、令和2年度に役員の主導で、みんなでFAMICの10年後を考えようじゃないかというような議論も行って、職員の雰囲気というか、新たな価値観も醸成されつつあったということで、ずっと改定してこなかった「行動理念」、「行動方針」を全面改定したということでございます。

18番のポンチ絵の右側の方に改定したものを写真のような形で載せておりますけれども、役員の間で何度も議論を重ねまして、職員にも親しまれて、外部からも見やすい、見て分かりやすくシンプルな内容にしようと。

それから、情勢変化への対応とか、コミュニケーションの取りやすい職場を目指そう、広い視野を持って仕事をして欲しいというような部分が入っておりませんでしたので、役員の強い思いもあり、そういったものを新たに入れた形で「運営基本理念」、「運営方針」、「行動指針」という形で改めて提示して、職員の方に示したということでございます。

これにつきましては、一部改正ということではなくて、役員が何度も議論を重ねて、全面的に見直したということも勘案いたしまして、私どもの自己評価としては、A評価とさせていただきます。

以上です。

○大西総務課課長補佐 ありがとうございます。

財務内容に関する事項が出てまいりましたので、FAMICより財務諸表等について簡単に説明をいただいて、次に監事より監査結果報告をお願いしたいと思います。まずは、財務諸表等について、簡潔に説明をお願いします。

○田中総務部長 FAMIC総務部長の田中でございます。

私の方から、財務諸表の関係について御説明させていただきます。

資料の参考の5番、そこに令和2事業年度財務諸表がございますが、時間の関係もございいますので、決算報告書を説明させていただきたいと思います。令和2事業年度決算報告書という横書きで二段組みになっている資料がございますので、そちらを御覧いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、二段になっています、下のところの合計欄を御確認いただければと思います。一番上、予算額68億7,317万8,000円、運営費交付金でございますが、これにつきまして、

全額交付されましたので、予算額と決算額は一致してございます。

次に、諸収入についてですが、収入合計の決算額は4,467万2,120円となっておりまして、検査手数料が増となる一方、検定手数料及び講習事業収入の減等により、予算額に対して121万1,120円の増収となっています。なお、その他の収入が増となっておりますが、これは不要物品の売払いが主な要因となっています。また、前期より繰り越した本部のLED設計費539万3,000円を計上しているところでございます。これらを合わせまして、収入合計は69億5,778万3,315円となりまして、予算額に対して465万8,315円の増となっています。以上が収入でございます。

線が引いてある下の欄が支出でございます。支出でございますけれども、基本的に予算額算定時におきましては、セグメントごとに、人件費などの一部の経費については、人員によって案分計上していますが、決算時には実績額を計上しており、その計上方法が異なりますので、全てのセグメントにおいて、予算額と決算額に乖離が生じてございます。

合計欄の一番下を御覧ください。一番下の予算額でございますが、予算額69億5,312万5,000円に対し、決算額は65億8,329万8,111円となっており、予算額に対する差額は3億6,982万6,889円となっております。差額の内訳でございますが、業務経費の執行残が6,819万2,144円、一般管理費の残がマイナスでございますけれども、236万6,294円、人件費の残が3億205万5,234円となっております。

それぞれに差額が生じた主な要因でございますけれども、まず、業務経費執行残につきまして、6,800万円でございますけれども、新型コロナウイルス感染拡大によりまして、立入検査及び国際会議の件数が減少したことにより、1,200万円程度の費用の執行残が生じています。また、各セグメントにおいても、執行残が生じたことが主な要因となっているところでございます。また、機器整備費、情報システム整備費において、入札執行残が2,000万円ほど発生しているほか、令和2年度、新型コロナウイルス感染拡大という状況も踏まえて、収入減の発生に対応するための経費、それと、農林水産省から要請がございました緊急調査用経費への対応ということで、1,700万円ほど留保していたものが結果的に不要になってしまったということが主な業務経費における執行残となった要因でございます。

一般管理費につきましては、令和2年3月の旅費規程の改正がございまして、赴任旅費に係る移転料が実費支給となり、その影響額ということで、700万円ほど予算に対して超過してございますが、ほかの科目での節約や光熱費料の実績が見込みを下回ったことにより、結果的でございますけれども、200万円の赤字となったところでございます。

また、今年度、執行残の最大の要因でございます人件費、3億円ほど残が生じているものでございますけれども、主なものとして中途退職者や前倒しの、いわゆる早期退職者が令和2年度全くおらず、それによって9,000万円ほど、退職手当の執行残が発生していること。また、休職者及び育児休業者が増加したことによりまして、給与等の支払額が減少したことによって、3億円強の残額が生じたものでございます。

以上が、簡単でございますが、決算報告書の概要となりますが、執行残の経費につきまして、以前から熊谷委員より改善が求められていました予算積算と執行上の配分との乖離につきましては、令和2年度の予算におきまして、各セグメントの旅費や分析用消耗品費などの個々の費用について、過去の実績を勘案した積算の見直しを行っておりますから、私どもでは、ある程度は解消されたと認識しております。今まで、このような相違が生じていた要因としましては、FAMICが行政ニーズに応じた業務の見直しを行ってきた一方で、予算積算につきましては、平成19年の三法人統合のデータをそのまま使用して、運営費交付金の算定ルールである3%減を行ってきたことから、その積み重ねが結果的に大きな乖離となったものと認識しております。今後は、FAMICの業務の変化に応じて、適宜、積算の見直しを行うことといたしたいと思っております。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○大西総務課課長補佐 ありがとうございます。

続きまして、監事より監査結果報告をお願いしたいと思いますが、熊谷委員から事前意見で、監事監査報告書の中で、法人の中長期的な課題が明確になったとのことですが、その課題について、具体的にどのように考えているか教えていただきたいという御質問をいただいています。それを含めて、監事より御説明の方をお願いします。

○中野監事 監事の中野でございます。本日はよろしく願いをいたします。

お手元の資料の参考資料6を御覧ください。参考資料6に監査報告書を付けてございます。

令和2年度は、監査計画に基づき、内部統制システムの運用状況を重点監査項目として設定して、理事長、理事、内部監査部門及び関係役職員との意思疎通を図り、情報収集、意見交換に努めてまいりました。

監査の方法につきましては、ローマ数字Ⅰのとおりでございます。ここの内容は省略をさせていただきます。

監査の結果につきましては、ローマ数字Ⅱ番の方を書いてございます。1番を読ませて

いただきます。法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、年度目標の着実な達成に向け、効果的かつ効率的に実施されたものと認めるということでございます。

補足をさせていただきますと、先ほど来、話が出ていますとおり、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大という世界的なパンデミックという状況の中、非常に苦労をされておりました。緊急事態宣言等の発出で在宅勤務の働き方改革が求められたり、立入検査の制限が起こったりとか、そういった困難があったんですけども、役職員の様々な工夫によって、年度目標の達成のために適切かつ効率的に業務が遂行されたと判断をしております。

具体的には、先ほど説明がありましたけれども、理事長以下、役員で「運営基本理念」とか「運営方針」、「行動指針」を刷新して、未来を見据えた方向性を職員に明示して、FAMICの将来の業務や職場環境の変化に対応するために10年プロジェクトというものを発足をして、職員からのアイデアを募るなどの未来志向の運営を行ったというふうに認識をしております。さらに、新型コロナウイルス感染拡大でやっぱりウェブを使った会議とか講習会とか、在宅勤務という、こういったハード面での形もできる限りの対応をしたというふうに認識をしております。

2つ目のパラグラフは、令和2年度は、その中で社会の環境変化等に伴って、法人の中長期的な課題が明確になった年でもあり、引き続き、着実な課題解決と適切な業務運営に取り組むことが求められると書かせていただきました。

熊谷委員の方から、今、御質問いただいたところだと思いますので、補足をさせていただきます。

業務的には、令和3年度から農薬の再評価が開始をされるとか、肥料等試験法の改正があるとか、昨年から行っております輸出促進法の対応ですとか、あるいはさっきも話がありましたけれども、認定センターの業務拡大、それと国際的な信頼性確保等、本当にこれは中長期的な課題が非常に顕在化をしてきたという年であったと思います。

それから、先ほど申し上げた10年後プロジェクトに関しては、正に今アイデアの精査をして、これから10年後のFAMICをどうしていくのかという議論が始まっております。これをどうやって具現化するかというのが大きな課題になっていると認識をしております。

また、先ほど申し上げたデジタル化も、単なるデジタル化だけではなくて、国が推進をしている押印廃止とかデジタル庁の創設とかですね、こういったものに呼応しながら、できる限りのデジタル化を進めるということも課題になっているということで、やはり役員

がリードすべき案件が多岐にわたってきていると判断をして、FAMICが国民の期待に応えられる組織となるよう、着実なマネジメントをすることを期待しているという、応援メッセージと受け取っていただきたいと思います。以上が監査結果でございます。

監査結果の2番、法人の内部統制システムの整備・運用についての意見、3番の役員の職務の執行についての意見、4番、財務諸表等についての意見、5番、事業報告書についての意見については、記載のとおりでございます。御確認をお願いします。

それから、ローマ数字のⅢ番につきましても、これも記載のとおりでございます。

簡単ではございますが、私の方から監査報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○大西総務課課長補佐 ありがとうございます。

次に、農林水産省から評価案の説明をさせていただきます。井上総務課長、お願いします。

○井上総務課長 それでは、再び参考の11に基づきまして、御説明をさせていただきます。

自己評価の欄と大臣評価(案)の欄がそれぞれB、Bと並んでいるものが続きますので、まずは、業務運営の効率化に関する事項という中で、丸印の中項目が幾つかあります。業務運営コストの削減、人件費の削減等、それから調達等合理化の取組、この3つについて、いずれも自己評価Bでいただいておりますが、特に異議はございませんので、大臣評価の案についてB評価とさせていただきます。

それから、次の財務内容の改善に関する事項、これも中項目が、まずは保有資産の見直し等、次に自己収入の確保、そして予算、収支計画及び資金計画、これらにつきまして、自己評価Bに対して、私どもからも同様の評価をさせていただきたい、B評価とさせていただきます。短期借入金の限度額は、これは該当ございません。

それから、その次、その他業務運営に関する重要事項ですが、1つ目の中項目、職員の人事に関する計画ですけれども、これにつきましては、職員の人事に関する計画の部分で様々な取組をされていると自己評価、小項目ですけれどもA評価と伺っておりますが、昨年度、A評価とした人事ルールの方針の制定に関します運用の策定ということで、これについては、方針の策定に伴う一連の業務ということで、運用の制定のみで評定を一段引き上げるものではないのかなという判断で、厳しいかもしれませんが、B評価とさせていただきます。

それから、その次の小項目で女性の管理職登用がございますけれども、昨年度はC評価

ということでございましたが、昨年度から僅かではありますが、管理職に占める女性の割合が増えたこと、それから令和2年度の新型コロナ拡大による緊急事態の発令に際して、休校に際しての、職員の子供の受入れのために会議室で職員が共に働ける環境を整備するなど、そういった仕事と家庭の両立の取組も併せて実施されていると伺っております。そういった改善の取組がなされていることから、私どもも自己評価と同じくB評価とさせていただきたいと考えております。

中項目全体としては、FAMICのB評価に対して、特段異議ございませんので、私どももB評価とさせていただきました。

それから、次の中項目、内部統制の充実・強化ですけれども、1項目A評価ということで御説明ありましたが、私どもとしては、必要に応じて見直しを行うということが年度目標でありまして、年度目標の範囲内の業務を行えたということは標準のBということになるかと。これも厳しいかもしれませんが、B評価とさせていただいております。

中項目全体としましては、FAMICのB評価の自己評価について異議はございませんので、B評価とさせていただいております。

それから、参考11の最後のページになりますけれども、これもちょっとまとめていきたいと思います。中項目で業務運営の改善、それからその次、情報セキュリティ対策の推進、その次が施設及び設備に関する計画、最後の積立金の処分に関する事項、いずれも自己評価Bといただいておりますが、私ども、異論ございませんので、B評価とさせていただいております。

これらの間接的な事務については、なかなかA評価になりにくいという性質もあるかもしれませんが、きちんと行っているという意味での評価でございますので、B評価が多くなってしまうところかと存じます。

以上でございます。

○大西総務課課長補佐 ありがとうございます。

これまでの項目につきまして、まとめて御意見、御質問等、お願いしたいと思います。

事前の御意見として、長田委員から資料1のp80に記載されている「行動理念」、「行動方針」の全面改定について、積極的に取り組まれたことは大いに評価できると思います。記載されている新たな「運営基本理念」、「行動指針」は職員の視野拡大等優れた効果があったのか具体的な例を示してくださいという御質問がありました。これについて、FAMICの方から説明をお願いします。

○田村企画調整部長　今回、全面的に見直した件につきましては、先ほど御説明させていただいたかと思います。現役員の思いもいろいろ入って、また、新型コロナウイルス感染症の影響で地域センターに行けないということもあり、理事長の動画を撮影して、全職員向けに発信などもさせていただいております。また、理事長と職員との間で、ウェブを通じて地域センターの職員などと意見交換をした際には、この新たな「運営基本理念」などに関連して、職員の方からも、理事長はFAMICの未来をどのように考えておられるんですかとか、あるいはコスト意識を持てと書いてあるけれども、コスト意識を持つためにはどうしたらいいですかとか、あるいはコミュニケーションは大事だけれども、コミュニケーションを取りやすくする工夫なども要るんじゃないかとか、あるいは、国民への発信の仕方、もっとメッセージを出すべきなんじゃないかとか、いろいろ職員の方からも意見をもらいまして、そういう意味では職員の意識を刺激といいますか、醸成したものになったのかなというふうに思っております。

また、新しい「運営基本理念」や「運営方針」、「行動指針」につきましては、毎年出しております事業報告書の方に載せさせていただいておりますけれども、これまではちょっと従前のものが非常に長かったので、何ページにもわたるようなものなんですけれども、今回から1ページに収まるようなものをばんと出せるということもございますし、あるいは学生さんが業務説明会に来られるときにも説明しやすいものになったんじゃないかといったようなことも、効果としてあるのではないかなというふうに考えております。

あと、それと職員のIDカードにも入る名刺サイズの「運営基本理念」、「運営方針」、「行動指針」も作って、これは本部の職員だけでございますけれども、IDカードの裏側にも入れてもらっているといったようなこともさせていただいております。

今年の4月に施行された新たな理念ですので、定着していくまでにはまだしばらく時間が掛かるのかなと思いますけれども、職員に対しても、ある程度の刺激にはなっているんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○大西総務課課長補佐　ありがとうございます。

続きまして、事前にいただきました御意見として、鈴木委員から、女性登用、特に女性管理職の登用は多くの機関の課題である。人事異動頼みなのか、独自の取組があるのか、説明をお願いしたいという御質問がありましたので、FAMICから説明の方をお願いします。

○田中総務部長 御質問ありがとうございます。

現在、FAMICの全職員のうち、おおむね3割が女性職員となっておりまして、管理職に登用している年代、51歳から60歳程度でございますけれども、その年代に限りますと、1割が女性職員となっています。

現在、女性活躍推進等に基づきまして、FAMICとしても積極的に女性の採用を行っているところでございまして、近年、新規採用者のうち半数が女性職員という実態になってございます。このことから、長期的に見ると、女性職員の割合が増加していきますので、女性も活躍できる働きやすい職場作りが求められていることと、我々、認識しているところでございます。

このような状況の中において、私ども、FAMICとして、女性登用の促進につきましては、まず即効性のある、農林水産省などとの人事交流、また、長期的な観点からは、女性職員が活躍できる土台作りのため、従来から人事院が主催する女性登用候補者を拡大することを目的としたキャリアアップ研修への参加を促して、意識改革の取組に努めてきたところでございます。

これに加えまして、独自の取組ということで、昨年度、女性職員に対して働きやすい職場作りのためのアンケート調査を実施いたしました。その結果につきまして、女性職員に共有するとともに、ほかの職員がどのような意識を持っているのか認識してもらうような取組を行い、また、そのアンケートの結果で把握した要望を踏まえて、先ほど言いましたキャリアアップ研修に参加した職員、若しくは、子育ての経験のある職員を講師とする座談会を企画いたしました。ただし、残念なことですけれども、緊急事態宣言等によりまして、昨年度中に実施はできず、今年度に座談会を実施する予定としています。

また、研修の関係で、女性が活躍できるための職場風土の醸成を図ることを目的として、ワーク・ライフ・バランス推進研修というのを企画してございます。基本的に、女性が活躍できる職場風土の醸成を図ることを目的としていますけれども、女性職員の活躍のためには男性職員の意識改革を図る必要もございますので、その目的を含めまして、私ども、ワーク・ライフ・バランス研修という名称にいたしまして企画しておりまして、これにつきましては、今年、6月18日に実施しているところでございます。

また、人事ルール運用において、育児や介護等の事情により勤務地を変更できない職員がいる場合については、特例措置を設けて、課長補佐若しくは係長等に昇任させる人事ルールを設けました。このような個別事情がある職員に対しまして、特例措置を設けるこ

とによって、その要因等を取り払い、将来の管理職登用につながる制度を整えたところでございます。

実質的なところでございますけれども、今年の4月、この特例措置によって、3名、昇任を企画したところでございまして、うち1名が女性でございました。このような、独自の取組を行っているところでございますけれども、今後とも、女性職員の管理職登用につきましては、主体性を持って取り組んでいく必要があると認識しており、また、女性職員に限らず、男性職員も含めて、職場環境作りを図っていく必要があると考えておりますので、中長期的な視点にも立って、引き続き取り組んでいきたいと思っているところでございます。

以上です。

○大西総務課課長補佐 ありがとうございます。

関連して、長田委員の方から事前の御意見として、職員人事に関する取組について、新型コロナウイルスの感染のリスク軽減のため、様々な工夫がなされたことを大きく評価したいと思います。特に、子供の学校等の休みの際に、緊急措置として施設の一部を開放する対応等、職員の皆様にとっても大きな安心材料だったと思います。これらのような取組が重ねられ、職員の皆さんのお仕事への意欲が増し、また管理職を目指そうという意欲も大きくなったと思います。女性の管理職登用について、様々な要請があることは理解しますが、女性だけを対象とした施策を重ねることがどこまで有効なのかとも思います。男性、女性も家庭と両立しながら、管理職を目指せるよう働き方改革を進めることが大切だと思いますという御意見をいただいております。FAMICにおいては、引き続き対応の方をよろしくしたいと思います。

続きまして、熊谷委員から事前の御意見として、人件費は、基本給や諸手当の固定給部分、それから残業代などの変動部分があり、両方に着目して分析評価することで、人件費トータルを削減できるものと考えています。残業代などの変動部分について、具体的な目標設定と定量的な分析評価が、現在のものについては行われていない。様々な作業の効率化が具体的に金額として表れてくるのは、この残業代などの変動費部分ではないかと思しますので、その効果を評価するためにも、是非、この部分について目標を設定し、評価項目に含めていただければと思いますという御意見をいただきました。目標に関する部分ですので、農林水産省の方から説明させていただきたいと思います。

○井上総務課長 総務課長の井上でございます。

御意見ありがとうございます。

独立行政法人通則法におきまして、総人件費については業務計画の認可を通じて、国が関与をするということにはなっておりますが、一方で、その給与の支給基準などは主務大臣に届出を行えば足りるので、法人が自律的な運営を行うということになっています。そういったことがありますので、現在の目標におきましては、総人件費を前年度以下にするという記載にとどめているというところでございます。総人件費の管理をどのように行うかということについては、法人の判断にお任せをしているというところでございます。

また、残業代などの変動費の部分につきましては、例えば、重大な案件が発生したときにはやむを得ず増えてしまうとか、なかなか目標として設定することが難しいという面もあるかと思います。そうは言うものの、長時間労働を減らすということは政府の方針でもありますので、法人のその総人件費削減の取組という項目の中で残業代に係る部分も明らかにしていただくようなことができれば、その部分を総合的に評価するといったことはできようかと思いますので、そういったことも一つのやり方かと考えているところでございます。

以上です。

○大西総務課課長補佐 ありがとうございます。

それでは、事前にいただいた御意見、御質問等についてはこれで終わりますので、これに関連して、また追加で聞きたいことがあれば、またウェブの方はチャットの方の入力をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

熊谷委員の方から、予算についての質問があるということですので、よろしくお願いします。

○熊谷委員 熊谷です。

予算について、令和2年度から業務の見直しに合う形で予算の再配分を都度していただくということで、予算と決算の乖離が解消されたということで、とても良い方に改善されたのではないかと思います。そうした場合に、具体的にどこかの部門で予算が余るところが出てきた、特に今回は予算の執行ができない部分もあって、余った分も出てきたと思うんですけれども、それは従来から懸案事項であった老朽化した研究設備の方に予算が回せたとか、そういう効果はありましたでしょうか。

○大西総務課課長補佐 ありがとうございます。

FAMICの方から、説明の方をお願いします。

○田村企画調整部長 令和2年度につきましては、予算の執行状況を見ながら、もちろんそれは役員の判断になるわけですが、機器の購入費の方に、従来より2,000万円ほど上乗するというのを令和2年度はさせていただきました。ただ、機器の購入には、入札公告をして、入札を行うという、かなり期間が掛かるものですから、それはある程度早い段階で判断しないと、なかなか機器購入費の方には回せないという部分はございます。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、予算の執行状況が例年とは違うということで、役員の方で早めに判断し、機器整備費の方にかなり上乗せしたところではございます。

○熊谷委員 ありがとうございます。

予算の分析がちゃんとされれば、早い段階で機器購入できそうな予算額とかも分かってくると思うので、引き続き、そちらの分析の方をよろしくお願いします。

○大西総務課課長補佐 ありがとうございました。

ほかの方で御意見、御質問等はいかがでしょうか。

豊田委員。

○豊田委員 我々のところは、出張費が大幅になくなって、かなり予算に余裕ができた。一方で、大学オンライン講義とかでかなり余分な出費があったんで、プラスマイナスゼロみたいになっちゃったみたいなんですけれども、FAMICさんの方は幸いというか、非常に予算的には潤っていて、一つ思うのは、たしか冒頭の方の説明で、新型コロナウイルス感染拡大の状況にありながら従来どおりの検査体制というのか、業務が執行できて、その1つの良かった点というのは、グループを2つか何かに分けて、自宅勤務の方と実際に出勤して実験される方を、うまく新型コロナウイルス感染リスクのために分けたというのがある、そうすると、実際、FAMICさんの場合、検査業務が主ですから、職場に来ないと実験というのか検査できないわけで、それができる人が半分になっちゃったわけなんです、そうすると必然的に残業代というのか、余分な残業に伴う経費がかかり掛かっているんじゃないかと思ったんですけれども、全く人件費が上がってなくてですね。そうすると、一昨年までと比べて、去年は半分の方しか出勤できていないのに、その方々が残業もせずに実験ができちゃったというのはすごいことなのか、何か不思議だというか、違和感があるんですけれども、この辺りは実際はどうだったんでしょうか。

○大西総務課課長補佐 ありがとうございます。

FAMICの方から、その点、説明の方をお願いしたいと思います。

○田村企画調整部長 委員の御指摘のとおり、私どもの方、分析をやったり、立入検査をやったりというのが業務のかなりの部分を占めておりますので、デスクワークだけのところに比べると、やっぱり来ざるを得ない人が多かったのは確かでございます。在宅勤務率は3割ぐらいでございます。すみません、御質問の趣旨にこれで答えているのかどうか分からないんですけれども。

○豊田委員 そうすると、やっぱり3割でも研究所というのか、職場に来られない方が増えたので、来たときの業務がかなり増えてしまっている。在宅勤務でやれることって、やっぱり限られちゃうので、将来的な先行投資というのか、その職員の方の知識の涵養とかにはなったと思うんですけれども、今ある業務をこなしていくにはやっぱり出社しないとできないので、出社した場合の負担がかなり増えちゃって、それが人件費に反映されているんじゃないかなと思ったんですけれども、そうとはなっていないので不思議だなという感じです。いいことだとは思ってますけれども。

○田村企画調整部長 例えば、立入検査なども例年と同じ件数をやったかというところではなく、農林水産省の指示で立入検査が中止になったものもあれば、事業者から拒否されちゃったものもありますけれども、多分、件数にしたら二、三割ぐらい、例年に比べたら減っているとは思いますが。その分はいろんな資料の整備とか審査業務とかに労力を回したというような話は聞いております。

○豊田委員 分かりました。収入の方で検定検査手数料収入というのが1,600万から2,300万に増えているので、やっている業務自体は令和元年よりも2年の方が増えたんじゃないかなというふうには思ったんですけれども。これは飽くまで、検定手数料収入が増えただけであって、FAMICさんの方で通常行っている検査分析業務というのが必ずしも増えたわけではないという。

○田中総務部長 検査等手数料収入の増加は、予算として平均的なものを見込みセットしたのが1,300万で、実績で上がってきたのが2,300万ですけれども、昨年度の収入も同じく2,300万円ほどなので、ここに関しては、今年度は、予算対比すると増額していますが、対前年度の実績と比較すると同等レベルの手数料収入がありますので、余り大きな変動はなかったということになります。

○豊田委員 そうですか。分かりました。

○大西総務課課長補佐 ほかの皆さん、よろしいでしょうか。

最後に、鈴木委員から事前意見として、全体の評価が事業計画における初期の目標を上

回る成果が得られていると評価されている。肥料及び土壌改良資材関係業務からその他業務までの7項目について、A評価が5つ、それからB評価が2つは極めて良好な評価であり、農業生産資材等の品質及び安全性確保を目的とする本機関の業務が目的に沿って遂行されていることを示すものと解釈できるという御意見をいただいております。ほかの意見がないようでしたら、最後にFAMICの令和2年度の業務実績について、農林水産省としての総合評定結果について御説明させていただきます。では、井上課長、よろしくお願いいたします。

○井上総務課長 それでは、総合評定でございますが、資料1の2ページから3ページ、主には3ページを御覧いただきたいと思います。

3ページの左側、それから右側に令和2年度という欄がそれぞれございますけれども、これまで御覧いただきました中項目の評価につきまして、まずローマ数字Ⅰの国民に対して提供するサービス、その他の業務の質の向上に関する事項につきましては、A評価が5項目、B評価が2項目という状況でございます。それから、右側のローマ数字Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、管理的な業務になりますけれども、これらにつきましては全てB評価ということで、B評価が12項目ございます。

ただ、これらについては、昨年度、ウエート付けの見直しを行いました、ローマ数字Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの12個のB評価につきましては、全体の中ではB評価3つ分と換算をして計算をいたします。そうしますと、全体でA評価が5つ、B評価が5つということになりました、これを決められた公式で計算をいたしますとA評価になりますので、総合評定につきましても、私どもとしてはA評価とすべきと考えてございます。

以上です。

○大西総務課課長補佐 ありがとうございます。

総合評定について、委員の皆様から御意見、御質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

長時間にわたりまして、貴重な御意見等を賜り、本当にありがとうございました。御意見等を一通りいただいたようですので、最後にFAMICの理事長から、皆様からいただいた御意見を踏まえて挨拶をしていただき、閉会としたいと思います。木内理事長、お願いいたします。

○木内理事長 FAMICの理事長の木内です。

今日は業務実績等について、本当に熱心に御議論いただきまして、ありがとうございます。

した。本日、御指摘いただきました、例えば、小西委員から今後アフターコロナも無駄を省いたような形でできることを続けるということ。金田委員からは電子ジャーナル化に移行するに当たってはいろいろと丁寧に説明していく、さらに、広報誌「大きな目小さな目」を使って、しっかりとPRするとかですね。鈴木委員からは国際対応について、今後も厳しくなるのでしっかりと対応するようにと。長田委員からは、女性に限らぬ働き方改革をしっかりと今後もやっていくと。熊谷委員からは予算の有効な活用をしていくというような、様々な御指摘をいただきました。これについては、もう今年度の業務運営からしっかりと反映して、対応してまいりたいと考えております。本当にありがとうございました。

2015年に行政執行法人となって以来、初めて総合A評価という高い評価案を提示していただきました。改めて、委員の皆様、それから農林水産省の関係者の皆様に本当に御礼を申し上げたいと思います。

この結果をFAMIC職員の本当に大きなモチベーションとして、今後の仕事に役立てたいと思っております。引き続き、FAMICの強みであります技術力、それから現場対応力というのを一層高める努力をして、社会との関係も強化していきたいと思っておりますので、引き続き、御指導をお願いしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

○大西総務課課長補佐 木内理事長、ありがとうございました。

以上で、本日予定しておりました議事の方は全て終了いたしました。

本日の議事録につきましては、出来上がり次第、各委員の皆様に内容を御確認していただいた上で、農林水産省のホームページにおいて公表することとしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして農林水産省独立行政法人評価有識者会議農林水産消費安全技術センター部会を閉会といたします。

委員の皆様には、長時間にわたり貴重な御意見を賜りまして、誠にありがとうございました。ウェブ会議の皆様には、トラブルで御迷惑をおかけして申し訳ありませんでした。適時、会議室から退室していただきたいと思います。どうもありがとうございました。

午後3時57分 閉会